

8 東彼告示第 6 3 号

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱を制定する告示をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、東彼杵町消防団員（以下「団員」という。）の確保と消防団活動の充実を図るため、予算の定めるところにより、準中型自動車免許の取得等をした団員に対し、東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、東彼杵町補助金等交付規則（平成16年規則第22号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、町税を滞納していない団員であって、任命された日から退職する日までに次の各号の一に該当するものとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得する者

(2) 運転することができる自動車の種類が車両総重量5トン未満のものに限定されている準中型免許を有する者で、その解除（以下「準中型5トン限定解除」という。）を行う者

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 法第98条第1項に規定する自動車教習所（同条第2項の規定による届出をしたものに限る。）における準中型免許の取得、準中型5トン限定解除（以下「準中型免許の取得等」という。）に要する入学金、教習料金及び検定料

(2) 長崎県運転免許試験場における準中型免許の取得等に要する試験手数料、交付手数料及び車両使用料

(3) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 準中型免許の取得の場合 120,000円

(2) 準中型5トン限定解除の場合 75,000円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、東彼杵町消防団員運転免許取得費補助金交付

申請遺書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。この場合において、その者が自らの町税の納付状況を確認されることについて同意しないときは、町税の納税証明書を併せて提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等
(交付決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当としたときは、東彼杵町消防団員自動車免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、規則第6条の規定により町長が補助金の決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける目的が、団員が所属する分団に配備された消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車等の運転に資するものであること。
- (2) 準中型免許の取得後の後、5年以上、団員として活動する意思を有する者であること。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、自動車運転免許取得等が完了したときは、当該自動車運転免許取得等が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、東彼杵町消防団員運転免許取得費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(補助金交付決定の取消し)

第7条 補助金の交付を受けて準中型免許の取得等を行った者が、5年を経過せず退団したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、退団することについて特段の事由があり、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第8条 規則第20条の規定により返還を命ずる額は、補助金の交付を受けた額に、5から団員が補助金の交付決定を受けた日から退職するまでの年数（1年に満たない場合は、年数に含めない。）を減じて得た数を乗じ、その金額を5で除して得た額とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

東彼杵町長 様

申請者 住所

氏名

（東彼杵町消防団第 分団）

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたいので、東彼杵町補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、補助金の支払を受けた日から 5 年以内に退職した場合は、東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第 8 条の規定により、補助金を返還します。

記

1 補助事業等の目的及び内容

2 交付申請額

3 交付申請額の算出方法

(1) 自動車教習料金（入学金、教習料金、検定料）	円
(2) 長崎県運転免許試験場における試験手数料	円
(3) 長崎県運転免許試験場における交付手数料	円
(4) 長崎県運転免許試験場における車両使用料	円
(5) その他	円
(6) (1)～(5)の合計額	円

4 添付書類

- (1) 運転免許証の写し（両面）
- (2) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等

5 町税の納付状況の確認に対する同意（該当項目に「レ」を記入すること。）

私の町税の納付状況を確認されることについて、

同意する 同意しない

※同意しない場合は、町税の納税証明書の添付が必要です。

年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請があった東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金について、東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付申請額 円

2 交付決定額 円

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住所

氏名

（東彼杵町消防団第 分団）

東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書

年 月 日付け東彼杵町指令 第 号で交付決定の通知があった東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金について、東彼杵町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 運転免許の取得日

2 取得した運転免許の種類

3 補助対象経費

(1) 自動車教習料金（入学金、教習料金、検定料）	円
(2) 長崎県運転免許試験場における試験手数料	円
(3) 長崎県運転免許試験場における交付手数料	円
(4) 長崎県運転免許試験場における車両使用料	円
(5) その他	円
(6) (1)～(5)の合計額	円

4 添付書類

- (1) 運転免許証の写し（両面）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し